

4月7日は 鳥取市長選挙です



あなたの1票が明日の鳥取市をつくります

4月7日(日)は、鳥取市長選挙の投票日です。投票時間は、午前7時から午後8時まで。小さなお子さんや付添いの人と一緒に投票所に入ることができます。投票日には、棄権しないで投票しましょう。

投票できる人

昭和五十七年四月八日以前に生まれ、平成十三年十二月三十日以前に転入届を提出している人(選挙人名簿登録者)で、引き続き市内に住んでいる人です。投票日までに市外に転出される人は、投票できません。

入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のはがきに同一世帯員につき三人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、選挙人名簿に登録されている人は、入場券がなくても投票することができます。忘れたり、紛失したりした場合は、投票所で申し出てください。

不在者投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された投票所のある区域外に出かけるときは、不在者投票ができます。印鑑は不要です。

不在者投票のできる期間

3月31日(日)～4月6日

(土)

時間

午前8時30分～午後8時

(土・日曜日も同じ)

場所

市役所第2庁舎5階会議室

また、不在者投票所の指定

を受けている病院・施設などに入院、入所している人は、その場所で不在者投票することができます。

不在者投票のできる期間および投票日当日に市外に滞在しているため投票所へ行くことができない人は、不在者投票の期間中、滞在地の選挙管理委員会(選挙管理委員会の業務時間内)で不在者投票することができます。

郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、四月三日(水)までに不在者投票の請求をしてください。自宅で不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書交付の要件

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

両下肢、体幹(1級・2級)
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級・3級)

問い合わせ先 鳥取市選挙管理委員会(☎20 3386)